

# 令和6年5月以降の高温被害に対する 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業の実施について

## 1 事業の対象とする都道府県及び品目

### 山形県、おうとう

被害面積の割合が高く、国内需給に与える影響が大きい都道府県及び品目について以下を目安に農産局長通知で定める。

- ① 都道府県が果樹農業振興計画に定める品目であること。
- ② 被害園地の面積が、各都道府県の結果樹面積の概ね2割、若しくは、全国の結果樹面積の概ね5%を超えること。又は、県内において特に産地を区分できる場合は、被害園地の面積が、当該産地において結果樹面積の概ね2割を超えること。

## 2 支援概要

- ① J A組織、加工業者が行う被害果実の共同選荷施設等での選別や、甚大な被害※を受けた農業者が実施する被害果実の樹上選別等に要した掛かり増し労賃の1/2相当を支援する。

※生食用の果実の出荷量が平年の5割を下回る場合

- ② J A組織や加工業者が実施した、被災によって発生した加工原料用果実の運搬、一時保管用の冷蔵庫の借上等に係る掛かり増し経費を1/2以内で支援する。
- ③ 被災によって軽度の被害が生じた果実や果実加工品（ジュース等）を「訳あり」商品等として販売する場合のPRや会場借料等の販売促進活動に要する経費を1/2以内で支援する。（①又は②の取組と組み合わせることが条件）